

徳島市営（新町・紺屋町・徳島駅前西）地下駐車場利用料金の減免基準

徳島市商業観光施設事業条例（昭和 55 年徳島市条例第 57 号）第 30 条の 2 第 2 項の規定に基づく利用料金の減免基準については、次のとおりとする。

徳島市営（新町・紺屋町・徳島駅前西）地下駐車場利用料金を減免する場合及びその減免後の額は、次のとおりとする。

(1) 阿波おどり会館有料施設利用者

徳島市営新町地下駐車場利用者は駐車開始から 20 分無料

(2) 前号に定めるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認め、市が承認した場合

指定管理者が相当と認める額

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。